

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	甲府市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	57-0
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kofu.yamanashi.jp/joho/shise/shisaku/shise/mynumber.html

執行機関名 甲府市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等小中学校入進学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 5の項 ひとり親家庭等小中学校入進学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条、第2条	甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱(平成13年福第20号)第1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第2条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。 3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。	第1 この要綱は、小中学校に入進学する児童を抱えたひとり親家庭及び父母のない児童を監護する家庭(以下「ひとり親家庭等」という。)に対し、入進学祝金(以下「祝金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭等の自立意欲及び児童の勉学意欲の向上を図り、もって経済的かつ精神的安定に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		甲府市ひとり親家庭等小中学校入進学祝金支給要綱